

新型コロナウイルス感染拡大に伴う賃貸借・管理・不動産取引における法的問題とその対策について

新型コロナウイルスの影響に伴い、様々な事業活動の運営に多大な影響が生じております。その中で影響を大きく受けている飲食店をはじめとする事業者の中には、新型コロナウイルスの影響により事業が縮小し、入居するビル等の賃料の支払いが困難となる事案が発生しています。

国土交通省は不動産関連団体を通じて、賃貸用ビルの所有者など飲食店をはじめとするテナントに不動産を賃貸する事業者に対して新型コロナウイルスの影響によって賃料の支払いが困難な事情があるテナントに対しては状況に配慮し賃料の支払いの猶予に応じるなど柔軟な措置の実施をするよう要請しました。

今回は、上記要請を受けて不動産業者が対応すべき賃貸借、管理、不動産取引の対策と法的問題点についてお話ししていきます。※ 今回から新型コロナウイルス感染対策のため会場の定員に限りがございますので、ご参加予定の方はお早めにお申し込みいただきますようお願いいたします。

◆講師紹介

札幌総合法律事務所 [パートナー弁護士]

弁護士 田代 耕平 (たしろ こうへい)



昭和51年生まれ。旭川市出身。法政大学法学部卒。東北大学法科大学院修了。平成19年弁護士登録。不動産トラブル・欠陥住宅訴訟、企業側の労働問題、悪質クレーマー対策、経営戦略法務（事業整理・再生、M&A）などの分野に注力。建設・不動産関係の取り扱い件数は多く業界の事情にも精通する。

◆主な講演・執筆

◆講演

官公庁、金融機関、各地商工会議所等の依頼講演多数。

◆メディア

- ・北海道新聞 「解決！働くトラブル」（平成25年度連載）
- ・北海道建設新聞 「建設業にまつわる法律」（平成27年度連載）
- ・北海道建設新聞 「弁護士田代耕平のひとりごと」（平成28年より連載中）

◆日時 第25回 令和2年10月20日（火）18時～19時半

◆場所 北海道建設会館 9階 大会議室（札幌市中央区北4条西3丁目）

◆対象 主に不動産業、建設業向けの内容となります。

◆定員 50名程度（要申込）※お申込みの無い方はご参加いただけません

※ 当日は、検温、手指消毒、マスク着用のご協力をお願いいたします。

◆申込方法 参加申込書にご記入のうえ、FAX（Email可）にてお申し込み下さい。

主催 札幌総合法律事務所（弁護士：田代耕平）

後援 公益社団法人北海道宅地建物取引業協会 株式会社北海道建設新聞社

この用紙をFAXして下さい (FAX : 011-281-8458)

参加申込書

不動産業者・建設業者の法律セミナー (第25回)

令和2年10月20日 (火) 18:00~19:30

『新型コロナウイルス感染拡大に伴う賃貸借・管理・不動産取引

における法的問題とその対策について』

弁護士 田代 耕平 (担当: 大西) 宛 FAX 番号 011-281-8458

参加人数 () 名

事業所名			
所在地	〒 —		
TEL		FAX	
取りまとめ ご担当者様	部署・お役職	お名前	

※ 記載頂きました個人情報、主催者において実施する事業以外には使用いたしません。また、承諾なく第三者に提供することはありません。但し後援者による各種ご案内につきましてはご了承下さい。

【ご案内】

- (1) 本講座は、隔月1回 (偶数月) に実施の予定です。各回の実施ごとにお申し込み下さい。受講票の発行はありません。定員超過により受付できない場合に限り、当方よりご連絡させていただきます。
- (2) E-MAILにてお申し込みの際は、標題を「10月20日・建設不動産セミナー」とし、必要事項を記載のうえ、お送り下さい。送信先アドレス: seminar@sapporo-sogo-lo.com

【お問い合わせ】

札幌総合法律事務所 事務局 (担当: 大西)

TEL 011-281-8448 FAX 011-281-8458 E-MAIL info@sapporo-sogo-lo.com